

諮問庁：国立大学法人東京工業大学

諮問日：平成29年10月19日（平成29年（独個）諮問第66号）

答申日：平成30年9月6日（平成30年度（独個）答申第25号）

事件名：特定事案調査委員会が特定日に本人から取得した全メールアドレスの利用不停止決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

特定事案調査委員会Aが特定日Aに審査請求人から取得した全メールアドレス（以下「本件対象保有個人情報」という。）の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、平成29年7月14日付け東工大総70-3号により国立大学法人東京工業大学（以下「東京工業大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った利用不停止決定（以下「原処分」という。）について、利用を停止するとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

###### ア 本件請求に至る経緯

(ア) 本件対象保有個人情報の削除要求に対する不当な拒否

###### a 調査が「法令の定める業務」にあたるとの不合理な回答

審査請求人は、平成29年3月6日、特定事案調査委員会Aに対して、指導教員である特定個人らを介して本件対象保有個人情報の目的外利用等を主張して、本件対象保有個人情報の削除や複製物の破棄等を請求した。

これに対し、特定事案調査委員会Aの委員である特定弁護士は、大学を代理して、次のとおり述べて、審査請求人の上記請求を不当に拒否した（添付書類1（略））。

「個人情報保護規程第9条第2項は、大学が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該個人情報を利用することにつき相当な理由がある場

合（第2号），大学は利用目的以外の目的のために保有個人情報  
を自ら利用し，又は提供することができる旨定めています。

教職員が法令又は学則を遵守することは，教職員の基本的な服  
務であり，大学において教職員に法令や学則の違反行為の可能  
性が認められたときは，大学として規律秩序を維持するために，  
事実関係を調査し，違反等が認められる場合は，必要な措置を  
とることは，法令（学校教育法第92条第3項），国立大学法  
人法第11条第1項）に基づく大学の基本的な業務の遂行の一  
つです。別委員会の活動は，そのような目的遂行のための活動  
であり，本件メールアドレスを別委員会の調査のために，利用さ  
せることは何ら規則に抵触するものではありません。」

b 引用法令から「法令の定める業務」を基礎付けることはできな  
いこと

特定弁護士が引用する法令とは，それぞれ次の規定である。

学校教育法92条3項「学長は，校務をつかさどり，所属職員  
を統督する。」

国立大学法人法11条1項「学長は，学校教育法（昭和二十二  
年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務を行うと  
ともに，国立大学法人を代表し，その業務を総理する。」

ここで，学校教育法92条3項の規定については「前段の「校  
務をつかさど」とは，学長が校務に関する最終的な決定権を  
有していることを意味し，後段の「所属職員を統督する」とは，  
学長が所属職員に対して高い立場から指揮命令する権限を有し  
ていることを意味するもの」と解釈されている（添付資料2  
（略））。要するに，上記引用法令は，特定弁護士の上記主張  
との関係では，学長の所属職員に対する指揮命令権を規定する  
ものに過ぎない。

よって，上記法令は，同弁護士の主張する「大学において教職  
員に法令や学則の違反行為の可能性が認められたときは，大学  
として規律秩序を維持するために，事実関係を調査し違反等が  
認められる場合は，必要な措置をとること」を具体的に定める  
ものではなく，これが国立大学法人東京工業大学個人情報保護  
規程（以下「個人情報保護規程」という。）9条2項2号に定  
める「法令の定める業務」にあたらぬことは明らかである。

実質的にも，学校教育法92条3項の抽象的規定から個人情報  
保護規程9条2項2号に定める「法令の定める業務」を導きう  
るとすれば，校務全般が「法令の定める業務」となってしまう，  
個人情報保護規程9条1項の趣旨が完全に没却されてしまうの

であって、かような解釈が成立しえないことは論を俟たない。

c 個人情報保護規程 9 条 2 項但書の要件を充たさないこと

特定弁護士が例外規定として主張する個人情報保護規程 9 条 2 項の但書は「保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」と規定する。

本件対象保有個人情報のようなプライバシーに関する膨大な個人情報を、「法令や学則の違反行為の可能性」があるというのみで目的外に利用され続けるということが、本人（審査請求人）の権利を不当に侵害するおそれがあることは明らかであるから、本件で、同但書の要件を充たさないことは明らかであって、この点からしても本件に個人情報保護規程 9 条 2 項 2 号の適用の余地はない。

d 小括

このように、特定事案調査委員会 A の委員である特定弁護士は、大学を代理して、上記のとおり極めて不合理な回答を述べ、審査請求人からの本件対象保有個人情報の削除、複製物の破棄等を拒否したものであり、その手続的瑕疵は甚大である。

(イ) 1 度目の利用停止請求とその却下

審査請求人は、平成 29 年 3 月 9 日、本件対象保有個人情報に関する保有個人情報の利用停止請求をした。これに対し、大学は、同年 4 月 28 日になって、開示請求がなされていないとの理由により同請求を却下した。

審査請求人は、たしかに開示請求を経ずに利用停止請求をしたが、これは、同年 2 月 20 日付けで、審査請求人に対して「特定事案調査委員会 C の設置について」との通知がされ、当該通知に際し、大学から当該調査委員会設置の根拠資料が本件対象保有個人情報であることと説明されたからである。

審査請求人は、開示請求を経ては、その間に大学が本件対象保有個人情報を不正に解析し、場合によっては不利益処分を受ける可能性すらあると判断して、やむを得ず、開示請求を経ずして利用停止請求をしたものである。なお、利用停止請求にかかる個人情報は本件対象保有個人情報そのものであり、利用停止を求める対象としての明確性に欠けるところはなかった。

しかし、上記のとおり大学は同請求を却下した。当該却下決定には、次のとおりの規則違反が認められる。

a 適切な措置が講じられていないこと（個人情報保護規程 49 条

関係)

個人情報保護規程 49 条は、次のように規定する。

「大学は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等を行う者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。」

よって、大学が、「開示請求がなされていない。」との手続的理由で利用停止請求を受理しないのであれば、審査請求人が「容易かつ的確に」利用停止請求をできるよう、請求を受けた時点でその旨情報提供しなければならなかった。

また、大学は、利用停止請求の内容から、審査請求人が利用停止を求める対象を了知しえた（仮に了知しえていなかったとしても適宜質問をすれば足りた。）のであるから、「利便を考慮した適切な措置」として「保有個人情報の特定に資する情報の提供」等をし、審査請求人を開示請求へ適切に誘導しなければならなかった。

そして、上記のとおり、審査請求人に、目的外使用の停止を求める緊急の必要性があることからすれば（これらは「利用停止を求める趣旨」の記載から明らかである。）、大学は、仮に本件請求を受理できないのであれば、予め審査請求人に開示請求を促すなどの適切な措置を講じなければならなかったといえ、当該措置を何ら講じないまま、本件請求から 50 日間も経過した後になって不受理決定をすることは重大な規則違反といえる。

b 求補正を経ていないこと（個人情報保護規程 40 条 4 項関係）

個人情報保護規程 40 条 4 項は、次のように規定する。

「大学は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」

よって、大学が、利用停止請求に対して、開示請求を経ていないという形式上の不備を理由として受理できないと判断したのであれば、不受理決定をする以前に、予め審査請求人に対して補正（本件であれば事前の開示請求）を求めるべきであった。

これに対して、大学は、本件不受理決定に際して、何ら補正を求めることなく、また補正に必要な情報提供をすることもなかったのであり（個人情報保護規程 15 条 7 項後段参照）、不適切な事務処理といえる。

c 期限を徒過していること（個人情報保護規程 4 3 条関係）

個人情報保護規程 4 3 条は、次のように規定する。

「前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から 3 0 日以内にしなければならない。ただし、第 4 0 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。」

本件不受理決定は、本件請求に対して保有個人情報の利用停止をしない決定であるから、個人情報保護規程 4 2 条 2 項の決定にあたり、本件請求から 3 0 日以内になされなければならなかった。

しかし、本件不受理決定は、本件請求日（平成 2 9 年 3 月 9 日）から 5 0 日間も経過した平成 2 9 年 4 月 2 8 日になされた。この間、求補正（個人情報保護規程 4 3 条 1 項但し書き）及び期限の延長手続（同条 2 項）のいずれもされておらず、上記決定は、明らかに個人情報保護規程 4 3 条に反している。

なお、万が一、不受理決定が個人情報保護規程 4 2 条 2 項の決定にあたらぬと解される場合でも、むしろ、かような形式審査は、請求を受けてから速やかに判断されなければならぬものであって、上記のとおり決定までに 5 0 日間もの長期間を要したことが正当化されるものではない。

d 不服申立てについて教示していないこと（行政不服審査法 8 2 条 1 項）

行政不服審査法 8 2 条 1 項は、次のとおり規定する。

「行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。」

本件不受理決定は、利用停止決定等（個人情報保護規程 4 3 条 1 項参照。利用停止をしないという決定を含む。）又は利用停止請求に係る不作為にあたり、これに対して審査請求（個人情報保護規程 4 5 条）をすることができるから、大学としては、本件不受理決定の通知にあたり、審査請求ができる旨を書面で教示しなければならなかった。

しかし、本件不受理決定にかかる通知書には、審査請求について一切の記載がないから、本件不受理決定に関して、大学に、

行政不服審査法 82 条 1 項に定める不服申立てにかかる教示違反が認められることは明らかである。不服申立てにかかる教示は重要な手続であり、これを怠ったことは極めて重大な手続違反であるといえる。

(ウ) 1 度目の審査請求とその却下

審査請求人は、平成 29 年 5 月 15 日、上記不受理決定に対し、個人情報保護規程 45 条に基づき審査請求したが、同請求は、請求から 1 ヶ月近くが経過した特定日 H になって、不受理が通知された。

同通知は、不受理の理由について、審査請求は、

「「開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」についてなされるものであり、そもそも利用停止請求についての不受理決定に対して行うことができないものであり、本件審査請求は、規程上根拠がないため。」

と記載するが、審査請求書の記載から、審査請求人が「利用停止請求に係る不作為」に対する審査請求を求めるものであることは明らかであり、上記決定は、明らかに個人情報保護規程 45 条に反するものである。

(エ) 開示請求、2 度目の利用停止請求及び利用停止しないことの決定

審査請求人が、平成 29 年 5 月 15 日付けで、あらためて保有個人情報の開示請求を行ったところ、大学が、本件対象保有個人情報を、特定事案調査委員会 A のみでなく、「特定事案調査委員会 B」及び「特定事案調査委員会 C」において目的外利用していることが明確となった。

このため、審査請求人が、同年 6 月 14 日付けで本件対象保有個人情報の利用停止請求をしたところ、上記のとおり、同年 7 月 14 日付けで利用停止をしない旨の決定が通知されたものである。

(オ) 小括

以上のとおり、従前の大学の対応により、審査請求人の権利・プライバシーが十分に尊重されず、長期間にわたり侵害されてきたことは、本件請求への判断にあたっては、十分に斟酌されなければならない。

イ 本件対象保有個人情報の取扱いにかかる個人情報保護規程違反

(ア) 個人情報保護規程 5 条違反について

a 判断根拠が不明であること

本件決定においては、利用停止をしないこととした理由について、「取得に当たっては、請求者立会いのもと、請求者に対する本件証拠保全の趣旨を説明しており、適法に行われたため、

保護規程第5条違反は認められない」と記載されている。しかし、審査請求人は、上記判断にあたり、大学担当者ないし大学の情報公開・個人情報保護委員会より何らヒアリング等を受けておらず、同委員会がいかなる根拠に基づき、上記判断に至ったか不明である。

特定事案調査委員会Aによる本件対象保有個人情報取得時の状況は、実際には次項のとおりであったのであり、決して適法に行われたとはいえない。

b 特定教授らによる調査委員会の権限ないし被調査者の義務の偽装

特定教授、特定職員A及び特定弁護士ら合わせて10数名（以下「特定教授ら」という。）は、特定日A、その目的を秘して（添付書類（略））、審査請求人の研究室及び審査請求人研究室の学生のための学生室に押し入り、これを強制する権限がないにも拘わらずこれがあるかのように偽装し、審査請求人を錯誤に陥らせて、審査請求人をして、特定教授らが本件対象保有個人情報のコピーを取得することを受忍させた。

具体的には、特定教授らは、本件対象保有個人情報を取得するに際して、審査請求人に対して、同日付けの「特定事案調査委員会Aの設置について」と題する書面（添付書類（略））を示し、特定事案調査委員会Aとして来たこと及び特定経費を研究室で使用しているとの嫌疑があることを告げたのみで、特定事案調査委員会Aの権限ないし被調査者の調査に応じる義務については一切の説明をしなかった。上記のとおり、唐突に、10名以上もの人員が研究室及び学生室に押し入り、学生らを別室へ監禁してこれら教室の搜索を始めたため、審査請求人らにおいては、これを捜査機関の実施する強制捜査と同種のものとして理解した。実際に、特定教授らの当日の一連の行為により、学生らは精神的に重大なダメージを受け、後日、ストレス性の特定疾病との診断を受けた。

そして、他の書類の提出にあたっては「任意」であると殊更に説明する一方で、本件対象保有個人情報の提出にあたっては有無を言わずにこれを実行しようとしたため、審査請求人らは、上記のような異常な状況を踏まえ、これを強制的なもの（質問、拒否又は留保が一切許されず、従わない場合には当該状況が継続し、または悪化するもの。）であると誤解して本件対象保有個人情報を提出するに至った。

本件対象保有個人情報の提出に際しては、特定教授らが、審査

請求人に対し、全てのメールアドレス（審査請求人が特定教授らに対し、本件に関連するもののみを提出することで良いか問い合わせたところ、全てのメールアドレスと指示された。）をコピーするように指示し、審査請求人がコピー作業をするのを、特定教授ら（具体的には特定職員B）が背後に立って常時監視していた。

審査請求人が、自らに義務付けられているのが「調査委員会の調査に対し、誠実に協力」する（国立大学法人東京工業大学における教育研究資金の不正使用についての調査等に関する規則（以下「調査等規則」という。）14条3項）ことのみであると説明を受け、これを理解していたならば、無限定に膨大なメールアドレスを提出することなどありえなかった。

この点、上記特定弁護士は、後に特定個人からの抗議に対して、次のとおり回答し（添付資料3（略））、特定調査委員会Aがその権限を明らかにせず、演出により、審査請求人を錯誤に陥らせて本件データを開示させたことを認めている。

「委員会の調査は、不正事実の有無を調査するために行われるものであることから、調査の相手方の方が一種の圧力を感じることがあるかもしれませんが、だからといってそうした状態の演出が強制力を行使したと非難されるものではありません。」

#### c 小括

このように、特定教授及び特定職員Aは、審査請求人に対してその権限ないし審査請求人の義務を偽装し、不正な手段により本件対象保有個人情報を取得したものである。個人情報保護規程5条と同様の規定である個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）17条に関しては、「個人情報を取得する主体や利用目的等について、意図的に虚偽の情報を示して、本人から個人情報を取得する場合」をもって「不正の手段」としており、上記行為は、特定事案調査委員会Aの権限について意図的に虚偽の情報を示して、本人から個人情報を取得したものに当たる。

よって、上記行為は、「大学は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。」と規定する個人情報保護規程5条に反するものである。

#### (イ) 個人情報保護規程9条1項違反について

##### a 大学による利用停止をしない決定の理由

特定教授らは、本件対象保有個人情報の取得の際に「特定事案Aの調査に使用する」と明言していたにも拘らず、大学はこれ

を「特定事案調査委員会B」及び「特定事案調査委員会C」という全く目的の異なる別の調査へ目的外利用した。

本件決定においては、上記目的外利用によっても利用停止をしないこととした理由について、

「当該個人情報を確認したところ、「特定事案調査委員会B」及び「特定事案調査委員会C」の調査に関わる内容の記載があった。

各調査委員会は、審査請求人の行為が学内規則に抵触する可能性を調査するという同様の目的を有しているため、当初の利用目的と相当の関連性を有するものと合理的に認められる範囲における利用目的の変更として、各調査委員会にて利用することとした。」

と記載し、利用目的の変更であるとしている（なお、同記載は、上記特定弁護士の回答と全く異なるものである。）。

b 相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲にないこと

個人情報保護規程3条3項と同様の規定である平成27年改正前の個人情報保護法15条2項においては、利用目的の変更は、きわめて限定された範囲でしか許されないと解されてきた（宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説〔第5版〕』122頁6行目ないし13行目）。

そして、「相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」の解釈については、①当初の利用目的との関連性があり全く関係のないものではないこと、かつ、②目的を変更することにより本人に不測かつ不当な権利利益の侵害を生じさせるおそれがないことの2つを考え合わせるべきであると解されている（三宅弘・小町谷育子『個人情報保護法 逐条分析と展望』150頁最終行から上に3行目ないし151頁1行目）。

これを本件についてみるに、当初の利用目的（特定事案Aに関する調査）と変更後の利用目的（特定事案Bに係る調査及び特定事案Cの調査）とは、抽象的に「学内規則に抵触する可能性を調査する」との点を共通にしており、全く関係ないとまではいえないものの、具体的な調査内容については、当初の利用目的が特定事案Aに関する調査であるのに対し、変更後の利用目的は特定事案Aとは無関係の特定事案Cに関する調査であって、両者の関連性は低い（上記①）。

そして、個人情報の本人としては、当初の利用目的たる調査について自ら又は第三者にかけられた嫌疑を払拭するために個人情報を提供したにもかかわらず（但し、本件においては、上記

のとおり、審査請求人らはこのように自発的に個人情報を提供したのではない。) , 当該利用目的の変更によって、当該個人情報をもって更に新たな嫌疑をかけられ、調査されることになるのであり、このような状況は、提供者にとって予測不能かつ明らかに不当である(上記②)。更に、特定教授らは、無限定に膨大なメールデータを取得するのは「現場で選別することが困難」だからと説明してきたにもかかわらず、その後も本件対象保有個人情報のうち当初の利用目的と関連しない部分を削除等することなく、むしろ当該個人情報をもって別の調査を開始したのであり、明らかに不当である。

また、本件対象保有個人情報取得の根拠となった調査等規則17条が、「調査委員会は、調査の過程で知り得た個人情報又は秘密情報について、秘密保持義務を負うものとし、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分留意しなければならない。」と規定しており、個人情報の本人において、提供した資料は当該調査以外で利用されることはありえないと信じるのが通常であることからしても、上記のような利用目的の変更が許されないことは明らかである。

よって、両目的が「相当の」関連性を有すると認めることはできない。

c 一般人において予期しえないこと

更に、平成27年改正前の同法に比し、関連性につき「相当の」との限定が外され、利用目的の変更がより緩やかに認められることとなったと解されている改正法15条2項においてすら、利用目的の変更が可能な範囲については、次のとおりとされている。

「特定した利用目的は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲、すなわち、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲で変更することは可能である。」

「本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲」とは、本人の主観や事業者の恣意的な判断によるものではなく、一般人の判断において、当初の利用目的と変更後の利用目的を比較して予期できる範囲をいい、当初特定した利用目的とどの程度の関連性を有するかを総合的に勘案して判断される。」

このように、利用目的の変更の可能な範囲については、一般人が変更後の目的を予期しえるかが基準となるところ、本件において、一般人が、特定の調査のために提供した個人情報が、こ

れと全く内容の異なる，場合によってはその時点では発足すらしていない（「特定事案調査委員会C」は，本件対象保有個人情報取得段階では発足すらしていない。）調査のために利用されると予期することは不可能である。

むしろ，個人情報の本人において，調査に際し，当該調査以外についても学内規則に抵触する可能性があれば他の調査にも提供資料を流用されると予期するのであれば，大学に対し個人情報を提供することはありえない。なぜなら，学内規則は極めて膨大であるうえ，代表的といえる大学院学則の懲戒事由をとってみても「学生としての本分に反する行為」など極めて抽象的であるから，大学において学内規則に抵触する可能性を見出すことは容易であり，個人情報を流用される危険性が極めて高いからである。

更に，本件対象保有個人情報のような膨大なメールアドレスについては，これらを解析すれば，事実上，いかようにも「学内規則に抵触する可能性を見出す」ことができ，調査を繰り返すことができるのであって，一層この危険性は高まるといえる（実際にそのような状況となっている。）。

よって，当初の利用目的（特定事案Aに関する調査）から変更後の利用目的（特定事案C）を予期することは不可能であり，両者に相当な関連性は認められない。

#### d 小括

このように，取得の際に「特定事案Aの調査に使用する」と明言していたにも拘らず，これを「特定事案調査委員会B」及び「特定事案調査委員会C」という全く目的の異なる別の調査へ利用したことは，利用目的の変更として許容される範囲にない。

よって，大学が，「大学は，法令に基づく場合を除き，利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し，又は提供してはならない。」と定める個人情報保護規程9条1項に違反したことは明らかである。

#### ウ 結語

以上のとおり，従前の大学の対応により，審査請求人の権利・プライバシーが十分に保護されず，長期間にわたり侵害されてきたと認められる。また，本件対象保有個人情報の取得手続の不正及び学内で本件対象保有個人情報の違法な目的外利用があったことは否定しえない。

よって，大学においては，本請求を受けて，改めて真摯に検討のう

え従前の対応を改めなければならないことは明らかであって、速やかに審査請求の趣旨のとおり決定しなければならない。

(2) 意見書 1

ア 下記第3の1(4)に対する意見

諮問庁は、下記第3の1(4)において、本件対象保有個人情報の取得にあたっては「審査請求に対する証拠保全の趣旨を説明しており、適法に行われた」と繰り返し述べるが、事実と全く異なるものである。

実際に、審査請求人らが受けた説明及び当時の状況は、添付書類1(略)のとおりであり、到底適法に行われたと認めうるものではない。

特に、審査請求人については、当該調査の対象、証拠保全の意義・趣旨及び当該メールアドレスの利用目的のいずれについても一切の説明を受けることなく、一方的にメールアドレスを要求されたものである(添付書類1(略))。

更に、審査請求人が、特定事案調査委員会Aによる本件対象保有個人情報の取得に関し、学内の電話相談窓口で相談したところ「全てのメールアドレスを特定事案調査委員会Aの人が持っていくのはさすがにおかしく、さらに、任意であったのなら重大なプライバシーの侵害であることから、返還やデータの完全抹消を求める権利がある、特定事案調査委員会Aが要求に応じないとしたらパワハラに当たる可能性がある」というコメントを得たため、特定事案調査委員会Aの特定教授へその旨伝えたところ、かえって威圧的・脅迫的な返信を得るに至った。

以上のとおり、諮問庁が審査請求人から本件対象保有個人情報を取得するにあたって「証拠保全の趣旨を説明しており、適法に行われた」との意見は、事実と異なるものであり、諮問庁に個人情報保護規程5条違反が認められる。

イ 下記第3の1(5)に対する意見

(ア) 一事不再理の原則に抵触するとの意見について

a 諮問庁の意見

諮問庁提出の理由説明書(下記第3の1。以下同じ。)では、審査請求人の主張が、特定個人が調査等規則に基づき行った異議申立手続(調査等規則22条の不服申立ての手続を指すものとする。)において主張したものと趣旨であり、これを本審査請求の審査において再度取り上げることは一事不再理の原則に抵触し、本手続において取り上げる必要はないとの意見が述べられている。しかし、以下に述べるとおり、この意見は、

基本的な法解釈を誤ったものであって明らかに失当である。

b 当事者ではないこと

諮問庁提出の理由説明書でも述べられているとおり、審査請求人は特定事案調査委員会Aの被調査者ではない。審査請求人は、当事者として当該手続に参与し、自ら反論等を行うことはできなかったのであるから、そもそも「一事不再理」は問題とならない。

c 一事不再理の原則の意義を誤っていること

一事不再理の原則は、憲法39条（「何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われぬ。また、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われぬ。」）に基づくものであり、これは裁かれる人間の利益のために認められるものであるから、例えば有罪判決の確定後に無罪を予想させる有力な証拠が出てきた場合に再審を行うことは当然許されている（再審制度。以上につき添付資料2（略））。

よって、不正使用との認定を受ける立場であった特定個人が主張するのであればまだしも、認定者である諮問庁からの「一事不再理の原則に抵触する」などという立論が成立しえないことは明らかであり、基本的な法解釈を誤ったものと言わざるをえない。

d 小括

以上のとおり、諮問庁提出の理由説明書における「一事不再理」に関する主張が失当であることは明らかであり、「本手続において取り上げる必要はない」との意見には何ら合理的根拠はない。

(イ) 司法機関の判断によるべきとの主張について

a 諮問庁の意見

諮問庁提出の理由説明書では、「取得時の状況についての主張」にかかる議論は、訴訟（特定事件番号）のテーマとして審理されているところであり、その当否は今や司法機関の判断によるべきであり、本審査請求手続において取り上げることは相当ではないとの意見が述べられている。

b 当事者ではないこと

諮問庁提出の理由説明書でも述べられているとおり、審査請求人は、上記訴訟の当事者ではない。よって、審査請求人は、自ら当事者として当該訴訟で主張・立証することはできず、またその判決は、審査請求人には及ばない（民事訴訟法115条1

項)。

よって、審査請求人が上記訴訟の判断に服し、本手続でその主張を制限されなければならない理由は一切ない。

c 小括

以上のとおり、諮問庁提出の理由説明書における司法機関の判断によるべきとの主張が失当であることは明らかであり、「本審査請求手続において取り上げることは相当ではない」との意見には何ら合理的根拠はない。

(ウ) 予測可能性に関する論述の飛躍

諮問庁は、学生について何らかの学則違反の可能性が認められるときに、本学がこれを調査し、必要に応じて当該違反行為者を懲戒処分することがあることは(中略)予測可能なことであると述べる。

しかし、本件対象保有個人情報、審査請求人を被調査者とする調査ではなく、第三者(教員)を被調査者とする調査に流用されたのであって、上記意見は審査請求人の状況に合致しない。

また、仮に学生が、諮問庁(大学)が学則違反の可能性がある場合にこれを調査等することを予測可能であったとしても、特定の目的のために提出した個人情報(しかも提出先において秘密保持義務が課されている(調査等規則17条))が流用され、別の調査等が開始されることは全くもって予測不能である。

諮問庁の意見は、要するに、個人情報取得の際の利用目的の明示(個人情報保護規程4条)、利用目的による制限(同規程9条1項)及び調査委員会の秘密保持義務(調査等規則17条)を軽視するものに過ぎない。

(エ) 審査請求人が他の学生よりも有利な地位が保障されるとの主張について

諮問庁は標題のとおり意見を述べるが、論旨不明と言わざるをえない。

審査請求人の本件対象保有個人情報は、審査請求人を被調査者とする調査ではなく、第三者(教員)を被調査者とする調査に流用されたのであって、上記意見は審査請求人の状況に合致しない。

この点を措くとしても、当該利用目的を明示して個人情報を取得していないということは、即ち、諮問庁にとって当該利用目的に関しては個人情報を取得していなかったと同様であって、当該個人情報を証拠として懲戒処分ができないのは当然であるから、他の学生よりも有利な地位が保障されることにならない。

諮問庁の意見は、要するに、個人情報取得の際の利用目的の明示(個人情報保護規程4条、法3条3項及び4条)及び利用目的によ

る制限（同規程 9 条 1 項）の意義を軽視するものに過ぎない。

（オ）小括

以上のとおり、諮問庁の補足意見は、いずれも合理的根拠のないものであって、失当との謗りを免れない。これら補足意見から明らかとなるのは、諮問庁における、隠蔽体質及び個人情報保護軽視の姿勢である。諮問庁においては、当該隠蔽体質・個人情報保護軽視の姿勢は、特定事案 A の調査開始時から本手続に至るまで一貫しており（審査請求に至るまでの経緯のとおり。）、これらが一連の個人情報保護規程違反の要因となったことは明らかである。

ウ 結語

以上のとおり、原処分が、個人情報保護規程に反する違法なものであることは明らかであるから、適切な答申をされたい。なお、上記のとおり、諮問庁においては、隠蔽体質及び個人情報保護軽視の姿勢が常態化しており、万が一にも本手続でこれが是認されるようなことがあれば、今後、更に深刻な個人情報保護規程違反を招くものであるため、念のため付言する（報復的に、本件対象保有個人情報を利用して審査請求人に対して学内調査・懲戒処分をする可能性が高い。）。

（3）意見書 2

ア 個人情報保護規程 9 条 2 項 2 号の要件を充たさないこと

（ア）「法令の定める業務」にあたらぬこと

a 「法令の定める業務」の意義

個人情報保護規程 9 条 2 項 2 号は、諮問庁が「法令の定める業務」の遂行のために保有個人情報を目的外利用できる場合があると定める。

この点、私企業等と異なり、諮問庁を含む独立行政法人等が、特別に、一定の場合に保有個人情報を目的外利用できるのは、目的外利用の禁止の例外を認めることが「国民負担の軽減、行政効率の増大、本人または公共の利益の増進につながる」からであると解される（宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説〔第 5 版〕』443 頁）。この際、「国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、それぞれ法令の定めるところにより公共性の高い事務を遂行して」いることが前提となっている（総務省行政管理局監修『行政機関等個人情報保護法の解説（増補版）』40 頁）。

よって「法令の定める業務」の解釈については、上記趣旨に鑑みれば、公共性の高い事務として法令で直接定められた業務をいうと解すべきである。

b 諮問庁への反論

この点，諮問庁は「法令の定める業務」との要件が「法令上求められる各種管理運営上の措置の遂行や効率性に寄与する場合」に認められると主張する。しかし，このように解釈すれば「法令の定める業務」の外延が漠然・不明確となるばかりか，特段公共性を有しない管理運営上の業務に自由に保有個人情報を利用できることになり，明らかに解釈として失当である。

更には，諮問庁は縷々主張するものの，本件目的外利用にかかる調査を実施すべき具体的な法令上の根拠を示していないのであり（教職員の規則違反の調査を国立大学法人の業務と定める法令は見当たらない。），この点からしても，当該調査を「法令の定める業務」と認めることはできない。

c 諮問庁における「法令の定める業務」

これを諮問庁についてみると，国立大学法人の業務については，国立大学法人法22条1項において次のとおり列挙されている。  
第二十二條 国立大学法人は，次の業務を行う。

- 一 国立大学を設置し，これを運営すること。
- 二 学生に対し，修学，進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 当該国立大学法人以外の者から委託を受け，又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- 五 当該国立大学における研究の成果を普及し，及びその活用を促進すること。
- 六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し，出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。
- 七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十二條の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
- 八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

以上のとおり，国立大学法人に明文で認められる業務のうちには，本件目的外利用のような「学内規則違反の調査」は含まれない。実質的にも，このような業務は労務管理上の事務に過ぎず，私企業と何ら変わるところはないのであって，特別に目的外利用の禁止の例外として認めるべき場合に当たらない。

よって，本件目的外利用は「法令に定める場合」の要件を充た

さない。

(イ) 「相当な理由」がないこと

a 「相当な理由」の判断方法

個人情報保護規程9条2項2号は、目的外利用には「相当な理由」を要するとする。

そして、個人情報保護規程が依拠する法9条2項2号と同趣旨の規定である行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）8条2項2号の該当性判断については、衆議院、参議院の個人情報の保護に関する特別委員会において「保有個人情報の目的外の利用及び提供が所定の要件に該当するか否かの判断は慎重かつ客観的に行う（後略）」との附帯決議がなされている（宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説〔第5版〕』445頁）。

よって、個人情報保護規程上の「相当な理由」の有無も同様に慎重かつ客観的に行われなければならない。

b 緊急性・必要性がないこと

「相当な理由」は不確定概念であるが、その例として「外国で犯罪に巻き込まれた邦人を保護するために、外務省の旅券課が保有する保有個人情報を同省の海外邦人安全課が利用する場合」が挙げられており（宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説〔第5版〕』445頁）、「相当な理由」としては、この程度の高度の緊急性や必要性が要求されると解すべきである。

本件をみるに、本件目的外利用であるところの学内規則違反の調査は、人の生命、身体又は財産を保護するためのものではなく、客観的にみて緊急の対処を要するものではなかった（1件は現在もなお調査継続中とのことである。）。また、当該調査にあたって、諮問庁はあらためて審査請求人に事情を説明のうえ当該調査への本件対象保有個人情報の利用について審査請求人から同意（個人情報保護規程9条2項1号）を得ることも考えられたのであって、これを経ずして目的外利用をすべき必要性も認められない。

c 諮問庁への反論

この点、諮問庁は「問題となる学内規則等の違反行為は、メールの記載内容を通じて客観的に検討すべきものである」から相当な理由があると主張するが、これは諮問庁の主観的判断に過ぎない。真実、学内規則等の違反行為があったのであれば、審査請求人へのヒアリングや他の資料に基づく調査継続が可能なはずであって、慎重且つ客観的に判断すれば、相当な理由があ

るといえないことは明らかである。

d 小括

従って、諮問庁による本件対象保有個人情報 の 目的外利用は「相当の理由」の要件を充たさない。

(ウ) まとめ

以上のとおり、本件目的外利用は、個人情報保護規程 9 条 2 項 2 号の要件を充たさない。

イ 個人情報保護規程 9 条 2 項ただし書に該当すること

(ア) 権利利益の侵害が甚大であること

個人情報保護規程 9 条 2 項ただし書は、目的外利用によって「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき」には、目的外利用は許されないとする。

本件対象保有個人情報は、過去数年分にも及ぶ膨大なメールアドレスである。この中には、当然、審査請求人の業務・研究上の又は私生活上の極めて秘匿の必要性の高い情報も多数含まれている。

審査請求人は、本件目的外利用によって、このような膨大かつ極めて秘匿性の高い情報を多数複製され、また多くの人間によって仔細に検討されることになるのであって、これによるプライバシーの侵害は甚大である。

(イ) 不当な権利利益の侵害のおそれがあること

諮問庁は「同委員会が審査請求人の別の行為について学内規則等への抵触又は違反その他問題点を確認し、指摘する可能性があるが、もともと審査請求人をはじめ教職員は、規則を遵守、尊重する義務を負っており、同委員会によるなんらかの確認・指摘行為がなされたとしても、審査請求人の権利・利益を不当に侵害するものではない。」と主張するが、前項で述べたとおりの調査そのものによるプライバシー侵害を看過するものと言わざるをえない。

また、諮問庁が「学内規則に違反している可能性」に基づき目的外利用として別件調査を開始する以上、結果的に学内規則に違反していなかったことが判明することもありうる（本件目的外利用にかかる 2 件の調査対象のいずれについても実際には学内規則違反は存在しない。）。この場合、諮問庁においては、上記（ア）で述べたようなプライバシー侵害を強いるべき理由がなかったことになるのであるから、不当な権利侵害にあたることは明らかである。

そして、調査開始時点では、このように結果的に学内規則違反が認められないという可能性は常に内包されているのであるから「権利利益を不当に侵害するおそれ」が認められる。

(ウ) 小括

以上のとおり、本件目的外利用には、権利利益を不当に侵害するおそれが認められる。

#### ウ 結語

諮問庁は、本件目的外利用について、利用目的の変更（個人情報保護規程 3 条 3 項）であると主張する一方で、法令の定める業務（個人情報保護規程 9 条 2 項 2 号）であるとも主張するなどしており、その主張は一貫していない（宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説 [第 5 版]』 4 4 5 頁において明確に、「目的外利用は、利用目的の変更（3 条 3 項）とは異なり、利用目的は変更せず、一時的に利用目的以外の目的で利用するものである。」と述べられている。）。これは、諮問庁が、本件目的外利用をする際に、個人情報保護規程について十分に検討しておらず、審査請求人からの指摘を受けて後付けで理由を付けているからに他ならない。

上記アで述べたとおり、客観的にみて、本件目的外利用には、個人情報保護規程 9 条 2 項 2 号該当性は認められない。これに対して、諮問庁の主張は、要するに、調査委員会の事実認定に必要なから「相当な理由がある」とのものであり、慎重かつ客観的な要件判断とは程遠いものである。

また、上記イで述べたとおり、本件目的外利用に、個人情報保護規程 9 条 2 項本文の「権利利益を不当に侵害するおそれ」が認められることは明らかである。これに対して、諮問庁の主張は、被調査者に規則違反があると決め付け、そのような者には人権はないと言わんばかりのものであって、個人情報保護の意識に欠けること甚だしいといわざるをえない。

以上の次第であり、本件目的外利用が、個人情報保護規程 9 条 2 項 2 号により適正な利用とされることはない。

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 審査請求に至るまでの経緯

平成 29 年 3 月 10 日 審査請求人より、メールにて、本件対象保有個人情報について、利用停止請求がなされた。

平成 29 年 4 月 28 日 本件対象保有個人情報に係る保有個人情報開示請求手続を経ずに行われたものであったため、受理しない旨を通知した。

平成 29 年 5 月 15 日 審査請求人より、本件対象保有個人情報に係る開示請求がなされた。

平成 29 年 6 月 8 日 平成 29 年 5 月 15 日付でなされた本件対象保有個人情報に係る開示請求について全部開示

を決定し、後日審査請求人へ開示を実施した。

平成29年6月21日 審査請求人より、本件対象保有個人情報の取得が不適切であること及び利用目的外の利用があるとして、本件対象保有個人情報について利用停止請求がなされた。

平成29年7月14日 平成29年6月21日付でなされた本件対象保有個人情報に係る利用停止請求について、本件対象保有個人情報は適切に取得したものであり、かつ、利用目的外に利用はないとして、利用停止をしない旨の決定を行った。

平成29年8月30日 審査請求人より、審査請求書のとおり、平成29年7月14日付で行った本件対象保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に対し、審査請求がなされた。

## (2) 本件対象保有個人情報の概要

### ア 本件対象保有個人情報の名称

特定事案調査委員会Aが特定日Aに審査請求人のパソコンからコピーして持ち帰ったメールデータ（原文ママ）

### イ 本件対象保有個人情報の取得の経緯

本件対象保有個人情報は、東京工業大学における特定事案Aに関する審査請求人の行為に対する調査のため、特定事案調査委員会Aが証拠保全の措置として、審査請求人のパソコンから取得したものである。

なお、本件対象保有個人情報の取得は、特定日Aに、本学特定キャンパスにある審査請求人の所属する研究室（以下「研究室」という。）において、審査請求人に特定事案調査委員会Aの設置の事実及び特定事案調査委員会Aにおける証拠保全措置の趣旨を説明したうえで、審査請求人立ち会いのもと行った。

### ウ 本件対象保有個人情報の利用目的

本件対象保有個人情報の当初の利用目的は、上記イで記載したとおり特定事案Aに対する調査に利用するためであった。

しかし、本件対象保有個人情報の内容に、特定事案Aに関する行為以外の審査請求人の行為についても本学規定に抵触する可能性を調査するため、利用目的の変更として、特定事案調査委員会Aを含めた以下3つの調査委員会における調査及び証拠に利用することとした。

- ・ 特定事案調査委員会A
- ・ 特定事案調査委員会B

- ・ 特定事案調査委員会 C

(3) 本件対象保有個人情報に対する利用停止請求について

本件対象保有個人情報に対しては、平成29年6月21日付で審査請求人より、以下の理由により、利用停止請求がなされた。

- ・ 特定事案調査委員会 A は、審査請求人に対し、本件対象保有個人情報を提出させる強制的権限がないにもかかわらず、これがあるかのように偽って取得した。(個人情報保護規程5条違反)
- ・ 特定事案調査委員会 A の委員は、審査請求人に対し、本件対象保有個人情報の提出の際、その利用目的について「特定事案 A の調査のため」であることを明言した。しかし、本件対象保有個人情報は、このほか「特定事案調査委員会 B」及び「特定事案調査委員会 C」という他の調査委員会(学外者も含まれる。)へ提供され、利用目的以外の目的のために利用された。(個人情報保護規程9条1項違反)
- ・ 「特定事案調査委員会 A が特定日 A に審査請求人のパソコンからコピーして持ち帰ったメールデータ」と名称づけられていること、「特定事案調査委員会 B」には証拠保全措置をとる権限がないこと、「特定事案調査委員会 C」は、本件対象保有個人情報の取得時に設置されていないことから対象保有個人情報の「特定事案調査委員会 B」及び「特定事案調査委員会 C」での利用が利用目的以外の目的での利用であることは明白である。

(4) 原処分の方考え方及びその理由

本件対象保有個人情報に対する利用停止請求については、以下のとおり審査請求人の主張する個人情報保護規程違反があると認められなかったため、利用不停止を決定した。

- ・ 個人情報保護規程5条に違反していると指摘された点について  
上記(2)イで述べたとおり、本件対象保有個人情報の取得は、調査等規則16条の規定に基づき、特定事案調査委員会 A の証拠保全措置として行われたものである。また、取得にあたっては、審査請求人立会いのもと、審査請求人に対する証拠保全の主旨を説明しており、適法に行われたため、個人情報保護規程5条違反は認められない。
- ・ 個人情報保護規程9条1項に違反していると指摘された点について  
本学は、本件対象保有個人情報を「特定事案調査委員会 A」へ利用する目的として取得した。  
本件対象保有個人情報を確認したところ、「特定事案調査委員会 B」及び「特定事案調査委員会 C」の調査に関わる内容の記載があった。

各調査委員会は、審査請求人の行為が学内規則に抵触する可能性を調査するという同様の目的を有しているため、当初の利用目的と相当の関連性を有するものと合理的に認められる範囲における利用目的の変更として、各調査委員会にて利用することとした。

そのため、各調査委員会で本件対象保有個人情報を利用することは、利用目的の範囲内の利用であり、個人情報保護規程9条1項違反は認められない。

#### (5) 原処分に係る本学の検討結果

原処分の結果並びに考え方及び理由に変更はない。ただし、以下の点を補足する。

原処分に対する審査請求の理由として、①「取得時の状況についての主張」、②「利用目的の変更について、関連性、予見性の観点から認められない」との主張が述べられているが、これらに対する本学の見解は、次の通りである。

- ・ 上記①の主張は、特定事案調査委員会Aの学長宛報告書に対し審査請求人が所属する研究室の主宰者である特定個人が調査等規則に基づき行った異議申立手続において主張した主張と内容同旨であり、同委員会はその主張を理由がないものとして排斥した。この主張を本審査請求の審査において、再度取り上げることは、一事不再理の原則に抵触するものであり、本手続において取り上げる必要はないと判断する。

更に、審査請求人が所属する研究室の主宰者である特定個人は、大学を被告として、特定訴訟（特定事件番号）を提起して、上記取得時の状況について、同一の主張を請求原因として、特定事案調査委員会Aが学長に対して提出した報告書の公表の差止等を求めている。このように「取得時の状況についての主張」にかかる議論は、訴訟のテーマとして審理されているところであり、その当否は今や司法機関の判断によるべきであり、本審査請求手続において取り上げることは、相当ではないと判断する。

なお、審査請求人は、上記特定事案調査委員会Aの主たる被調査人ではなく、また、上記訴訟の当事者ではないが、特定個人と利害をともにし、かつ関係する証拠はほとんど同一であり、上記各手続における判断結果は審査請求人との関係でも尊重されるべきである。

- ・ 上記②の主張は、利用目的の変更の関連性が認められることについては、上記(4)記載の通りであるが、更に付言すると、本学において学生について何らかの学則違反の可能性が認められるときに、本学がこれを調査し、必要に応じて当該違反行為者を懲戒処分することがあることは、国立大学法人東京工業大学大学院学則に照らし

て審査請求人において予測可能なことであり、仮にそのことにより審査請求人が何らかの不利益を被ることがあるとしても、これをもって不当な利益侵害とであるとはいえないことは明らかである。審査請求人の主張を容れれば、審査請求人は学則違反行為について、他の学生よりも有利な地位が保障されることになり、不合理な事態を招来する。この主張も根拠がないと判断する。

## 2 補充理由説明書

東京工業大学が保有する、本件対象保有個人情報に対する利用停止請求において、審査請求人より、本件対象保有個人情報の目的外利用（個人情報保護規程9条1項違反）を指摘されている。

当該指摘に対して、上記1（4）において主張しているとおり、個人情報保護規程3条3項に基づく当初の利用目的と相当の関連性を有するものと合理的に認められる範囲における利用目的の変更による適正な利用であることを理解しているが、これに加えて、個人情報保護規程9条2項及び当該規定の根拠法令である法9条2項の見地からも、本件対象保有個人情報の利用は、適正な利用であると言えるため、理由説明書に補充して、以下の通り説明する。

### （1）法9条2項の位置づけ

法9条2項は、「独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」とし、その2号において、「独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。」と定めている。個人情報保護規程9条2項2号も、同様な定めをおいている。

この法9条2項の定めは、法3条の個人情報の目的外の利用・提供の禁止原則の例外とされている。行政機関個人情報保護法8条2項も、法9条2項と同趣旨の定めをおいている。行政機関個人情報保護法8条2項の趣旨は、「国民負担の軽減、行政効率の増大、本人又は公共の利益の増進につながる場合には、目的外利用・提供に伴う個人の利益の侵害のおそれと目的外利用・提供に伴う便益とを比較して目的外利用・提供禁止原則の一定の例外を認める」ものとされる（宇賀克也「個人情報保護の逐条解説（第5版）」443頁参照）。

行政機関でない独立行政法人等が保有する保有個人情報の目的外利用の趣旨については、「国民負担の軽減」「公共の利益の増進」という用

語にとらわれず、当該独立行政法人の目的にてらし、法令上求められる各種管理運営上の措置の遂行や効率性に寄与する場合には、目的外利用に伴う個人の利益の侵害のおそれと目的外利用・提供に伴う便益とを比較して検討すべきと考える。

(2) 本学が法令で定める業務の遂行のために利用すること

ア 本件対象保有個人情報、審査請求人が所属する研究室において特定事案Aに関する行為について学内規則違反の可能性を示すものであったが、更にその他の学内規則に違反している可能性を示すものがあった。

そこで、本学学長の裁定により、その可能性を検討するために、「特定事案調査委員会B」及び「特定事案調査委員会C」（以下、第3において、併せて「特定事案調査委員会C等」という。）を設置し、調査活動を行った（後者は、調査活動が継続中である。）。

イ ところで、国立大学法人は、国立大学法人法に基づき国立大学を設置し、運営しているものであるが、学校教育法5条は、「学校の設置者は、その設置する学校を管理」する義務を負っている。ここで管理とは、人的管理、物的管理、運営管理を指すものとされている（鈴木勲編著「逐条学校教育法（第7次改訂版）」（学陽書房）54、55頁）。そして、学校の設置者として、運営管理をなすべき主体は、国立大学法人が設置する国立大学の場合は、国立大学法人の長である学長である。

また、学校教育法92条3項は、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」、国立大学法人法11条1項は、「学長は、学校教育法第92条第3項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。」としており、学長は国立大学法人の業務及び設置された大学のすべての校務について、包括的な最終責任者としての職務と権限を有し、高い立場から教職員を指揮監督するものである。

加えて、国立大学法人法35条において準用される独立行政法人通則法28条は、国立大学法人に、業務方法書を作成し、文部科学大臣からの認可を受けること、業務方法書には、国立大学法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を記載することを義務付けている。

つまり、国立大学法人の学長は、管理行為の主体及び包括的責任者又は指揮監督者として、学内において法令に準拠した内部規則等を制定し、組織を適切に運営管理し、常に教育研究水準の向上に努める義務を負っている。

ウ 更に、国立大学法人は、文部科学大臣が定めた中期目標（この中に

は、業務運営の改善及び効率化に関する事項、その他業務運営に関する重要事項が含まれている。)に基づく中期計画を作成し、自己評価を行った上で、毎年評価委員会における評価を受けなければならない(国立大学法人法30条ないし31条の2)。また、学校教育法109条1項は「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という)の状況について自ら点検及び評価を行う」ことを定めており、こうした点検評価についても、別途「認定評価機関」による評価を受ける(同法同条2項)。

エ 従って、国立大学法人の学長は、国立大学法人の「業務を総理し」、「業務の適正を確保するための体制の整備」を行い、「学校を管理」し、「大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備」(教育研究等)を常に維持・向上すべき責任が有り、自らこれらの業務運営について点検評価した上で、外部からの評価を受けることになる。このような責任の達成は、まさに国立大学法人法11条1項、学校教育法5条、92条3項、109条1項に基づく学長の権限の行使としてなされるべきものである。

オ 本学が定めた業務方法書は、4条1項で「大学は、役職員の職務の執行にあたり、法人法又は他の法令、大学の定める規程に違反する事由が発生した場合における、違反した役職員に対する懲戒に関する規程その他の対応の指針をあらかじめ定めるものとする。」と定め、同条2項で「大学は、前項に規定する事由が発生した場合には、速やかな是正措置をとり、あわせて再発防止を図るものとする。」と定めている。

この業務方法書に基づき、本学は、国立大学法人東京工業大学におけるコンプライアンスに関する規則(以下「コンプライアンス規則」という。)、国立大学法人東京工業大学における教育研究資金の適正な運営・管理に関する規則、調査等規則など、各種の体制を整備し、組織の適正な管理運営のため、教職員に法令・学内規則の遵守を求めるとともに、万一教職員に法令・学内規則違反又はその疑いがあったとは、これを調査し、適切に対処することとしている。特に、コンプライアンス規則は、万一コンプライアンス事案が発生したときは、「コンプライアンス事案への対応に関し、他の学内規則等に別段の定めがあるときは、その定めるところにより当該事案の担当部署において対応するものとする」(6条)とし、更に「この規則に定めるもののほか、コンプライアンスに関し必要な事項は、学長が別に定める」(7条)としている。

カ 本学学長は、本件対象保有個人情報の一部から審査請求人が所属する研究室の主宰者である特定個人について別の規則等の違反行為の可能性（コンプライアンス事案）が報告され、自らの裁定（その権限は、最終的には国立大学法人法11条1項、学校教育法92条3項、コンプライアンス規則7条に基づく。）により、特定事案調査委員会C等を設置し、同委員会では本件メールの内容を改めて分析し、事実関係を調査するために利用することとしたものである。

なお、特定個人は、本学が「東工大発ベンチャー」の称号を付与した特定会社の役員を学内手続を経て、兼務していた。

本学における大学発ベンチャーは、本学又は本学教職員・学生が保有する特許等の技術等を基に、これらの者がこれら技術を事業化するために設立する株式会社等の事業組織であり、本学の教職員らの申請に基づき、本学は「国立大学法人東京工業大学の研究成果等を活用したベンチャー企業への称号の授与に関する規則」により、称号を授与するものである。一般に大学発ベンチャーの活動は、大学と当該教職員又は当該ベンチャー企業との利益相反行為が問題となりやすい（「国立大学法人東京工業大学利益相反マネジメントポリシー（2004年9月3日制定）」参照）。このため、大学発ベンチャーの役職員を兼業する教職員は、「国立大学東京工業大学役職員倫理規則」等関連する本学の規則を遵守する必要がある。万一、このような倫理規則その他に抵触する可能性があるときは、大学としては調査し、適切な対処をする必要がある。

キ 以上の通り、本学学長が、特定事案調査委員会C等を設置して本件対象保有個人情報を他の学内規則等の違反の調査に利用する行為は、本学が国立大学として存立する目的を全うし、本学における組織運営の適正化を図るためであって、本学が「法令で定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合」に該当する。そして、問題となる学内規則等の違反行為は、メールの記載内容を通じて客観的に検討すべきものであるから、「当該個人情報を利用することについて相当な理由がある」と言うべきである。

ク なお、目的外利用については、「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」との要件が付されているが、特定事案調査委員会C等が本件メールを利用することによって、同委員会が審査請求人及び特定個人の別の行為について学内規則等への抵触又は違反その他問題点を確認し、指摘する可能性があるが、もともと教職員及び学生は、規則を遵守する義務を負っており（教職員にあっては、国立大学法人東京工業大学職員就業規則28条1項、31条。学生にあっては在学契約に

基づく学則等の遵守。)、同委員会によるなんらかの確認・指摘行為がなされたとしても、審査請求人の権利・利益を不当に侵害するものではない。

ケ 本審査請求人は、本学の教職員ではないが、特定個人が主宰する研究室の学生であり、特定事案調査委員会Aが行った保全手続において同人の特定個人ら研究室のメンバーと行ったメール情報も上記調査のため重要な資料であるとともに、特定事案調査委員会Cにおいてもこれらをその調査の関連資料として利用する必要がある。

(3) 以上の理由で、国立大学法人の包括的責任者である本学学長が、特定事案調査委員会C等において本件対象保有個人情報を利用することは、法9条2項及び個人情報保護規程9条2項に基づく適正な利用であるといえる。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |                     |
|---|-------------|---------------------|
| ① | 平成29年10月19日 | 諮問の受理               |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受       |
| ③ | 同年11月21日    | 審査請求人から意見書1及び資料を收受  |
| ④ | 平成30年2月1日   | 諮問庁から補充理由説明書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同月13日       | 審査請求人から意見書2を收受      |
| ⑥ | 同年5月21日     | 審議                  |
| ⑦ | 同年6月11日     | 審議                  |
| ⑧ | 同年7月30日     | 審議                  |
| ⑨ | 同年9月4日      | 審議                  |

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、処分庁が審査請求人に対し別途開示決定し、開示を実施した本件対象保有個人情報について、その利用停止を求めるものである。

処分庁は、本件利用停止請求について、理由があるとは認められないとして、利用不停止とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を維持するとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

なお、審査請求人は、原処分に先立ち別途行った利用停止請求に関しても不服を述べているが、これは、本件諮問に係る原処分とは別の処分であることから、これについては判断しない。

##### 2 利用停止の要否について

審査請求人は、本件対象保有個人情報の利用停止を求める理由として、①本件対象保有個人情報は、特定事案調査委員会 A が審査請求人に対し、提出させる強制的権限がないにもかかわらず、これがあるかのように偽って取得した、②本件対象保有個人情報は、特定事案調査委員会 A 以外の特定事案調査委員会 B 及び特定事案調査委員会 C へ提供され、利用目的以外の目的のために利用されている旨主張するところ、これらは、それぞれ、法 36 条 1 項 1 号に規定する「5 条の規定に違反して取得されたものであるとき」、「9 条 1 項の規定に違反して利用されているとき」に該当する旨主張するものと解される。

(1) 法 5 条違反の主張について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の取得の経緯について確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 東京工業大学では、内部通報を受けて特定事案 A を調査するため調査等規則により特定事案調査委員会 A を設置し、同調査委員会は、同事案については証拠となる関係資料の隠蔽が行われるおそれがあることから、調査等規則 16 条に基づき、証拠保全措置を行うことを決定した。

(イ) 特定事案調査委員会 A は、特定日 A に、研究室を訪ね、特定事案調査委員会 A による調査の目的等を説明した上で、同調査委員会による証拠保全措置として、この調査のために必要な資料の提供を求め、審査請求人立会いの下で、本件対象保有個人情報を取得した。

なお、証拠保全措置を行うことについては、審査請求人が所属する研究室を主宰する特定個人が属する組織の長に対して、文書により通知している。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえて検討する。

(ア) 上記アで諮問庁が説明する審査請求人が所属する組織の長に対する通知文書について、諮問庁から提示を受け、当審査会において確認したところ、特定事案調査委員会 A が調査等規則により設置されたこと、同調査委員会は調査等規則 16 条に基づき証拠保全措置を行うこととしたことが記載されている。

(イ) そこで、当審査会において、調査等規則（諮問書に添付）を確認したところ、調査委員会は、調査に当たって、証拠となる資料・関係書類等を保全する措置をとることができる旨規定されていることが認められることから（調査等規則 16 条）、本件対象保有個人情報の取得は、調査等規則に基づく証拠保全措置として行われたものとする諮問庁の説明は首肯できる。

(ウ) そうすると、特定事案調査委員会 A が偽りその他不正の手段によ

り本件対象保有個人情報を取得したとは認め難く、法5条の規定に違反するとする審査請求人の主張に理由があるとは認められない。

(2) 法9条1項違反の主張について

ア 諮問庁は、特定事案調査委員会Aで利用する目的で取得した本件対象保有個人情報を特定事案調査委員会B及び特定事案調査委員会Cにおいても利用することについて、理由説明書において、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲における利用目的の変更(法3条3項)である旨説明する。

イ そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、これら各調査委員会の設置の経緯、調査目的、相互の関係等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 情報提供者から、「審査請求人が所属する研究室において、同研究室を主宰する特定個人らが役員を兼務する特定会社と雇用関係のない学生との間で秘密保持契約を結ばせている、また、特定会社の経理処理に用いるため、同社の活動とは無関係な領収書(学生のための特定経費で購入した物品や学生に支給された旅費等の領収書)を学生から収集している」などと通報があったため、まず、これらの事実関係を調査する目的で特定事案調査委員会Bが設置された。

(イ) 次に、同一の情報提供者から、「審査請求人の所属する研究室では、学生に支払った特定経費を学生から集め、研究室の関連費用に使用するため管理する、いわゆるプール金の取扱いが常態化している」などと通報があったため、これらの事実関係(特定事案A)を調査する目的で特定事案調査委員会Aが設置された。

(ウ) そして、特定事案調査委員会Aにおいて本件対象保有個人情報を取得し、特定事案Aの調査を行っている過程で、「特定会社が購入した装置を審査請求人が所属する研究室に納品させる、大学の装置を企業に貸し出し、その使用料を特定会社に振り込ませる、特定会社が企業の装置費用を立て替え、その代わりとして企業から物品を大学に納品させる」などの疑義が判明し、審査請求人がこれらに関与しているかどうか、また、関与している場合、その行為が学内規則等に抵触するかどうか事実確認をするとともに特定会社に「東工大発ベンチャー」の称号を保持させることの妥当性について調査する目的で、特定事案調査委員会Cを設置した。

(エ) 特定事案調査委員会Aの委員は6名、特定事案調査委員会Bの委員は5名、特定事案調査委員会Cの委員は6名であり、各調査委員会の委員のうち調査活動の中心となる学内選出の2名は同一人である。

(オ) 以上のとおり、特定事案調査委員会A及び特定事案調査委員会B

は、同一の情報提供者からの通報に基づき設置されたものであり、特定事案調査委員会Cは、特定事案Aの調査の過程で設置されたものであって、いずれも研究室が関わった疑いのある不正事案を調査する目的で設置されたものであり、調査を担当する委員も共通していることからすると、各調査委員会の調査には相当の関連性がある。したがって、特定事案調査委員会Aで利用する目的で取得した本件対象保有個人情報をも特定事案調査委員会B及び特定事案調査委員会Cで利用することは、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的と認められる範囲内であって、法3条3項に基づき利用目的を変更したので、法9条1項に違反しないと考える。

ウ 上記イの諮問庁の説明は是認できるものであり、そうすると、本件対象保有個人情報を特定事案調査委員会B及び特定事案調査委員会Cで利用することは、法3条3項により変更された利用目的の範囲内と認められるから、これが法9条1項の規定に違反するとする審査請求人の主張に理由があるとは認められない。

(3) 以上のとおり、本件対象保有個人情報が法5条の規定に違反して取得されたものとは認められず、また、法9条1項の規定に違反して利用されているとも認められないので、本件利用停止請求について法38条に規定する「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司